

大牟田稔と被爆者援護

平 下 義 記*

1. はじめに

広島が原爆投下を受けて70年以上、国際平和や核兵器をめぐる議論において被爆者援護は、今なお決定的な重要性を持つ問題である。なぜなら、被爆者援護とは、核兵器の使用がどのような被害をもたらすのか、それを克服する過程で何が問題になるのか、そしてそれを誰がどのように支え、伝えたのか、という諸問題を総合する論点だからである。

被爆者援護、より広く言えば戦後広島の平和運動をめぐる歴史研究としては、「被爆体験」をキーワードとした業績が蓄積されてきた¹⁾。そこでは、被爆者が「被爆体験」をどう受け止めどう発信してきたのか、それがどのように変化したのか、といった点に議論が集中してきた。

しかし、これらの研究では、「被爆体験」を自身では表現してこなかった被爆者の存在が、後景に退いてしまっていた。歴史学は史料に基づく学問である。被爆者全体において史料を残さないことが一般的であったとすれば、歴史学は、被爆者援護を捉える上で固有の難しさを抱えていることになる。

この問題を解決する上で鍵となるのは、被爆者援護それ自体と並んで、それに関わった人物たちへの着目である。具体的には、新聞記者や行政、文学者、大学関係者らの活動と、その影響が重要な意味を持つ。彼らはその職業ゆえにノート、原稿などを頻繁に作成し、史料として残すことがある。さらに彼らは相互に交流しつ

つ活動するため、被爆者援護の実態や問題意識を書翰として交わすこともあった。

これらの史料を活用すれば、彼らが被爆者の実態を見て、どのような課題を見出し、どのようにそれを解決に導こうとしたのかを解明できる。彼らと被爆者援護の関わりを問うことは、被爆者援護のリアルな過程を復元することに他ならない。そこでは、史料に基づき歴史像を構築するという歴史学的手法が、最も効果的な研究方法となるだろう。

以上を踏まえた上で、本稿では、大牟田稔(1930～2001年)の被爆者援護への関わり方を整理し、それがどのように変化していったのかを実証することで、戦後広島における被爆者援護の一側面を明らかにする。

大牟田稔の略歴と被爆者援護の関わりを整理する。大牟田は1930年宮崎県で生まれ、1953年に広島大学文学部を卒業、同年に広島の地元新聞・中国新聞社に入社、その後、総務部長、人事部長、総務局次長、編集局編集員などを経て、1986年には論説委員会主幹となった²⁾。大牟田は1964年に「沖縄の被爆者たち」という連載記事を『中国新聞』に発表し、当時その存在を一般的には知られていなかった、アメリカ民政府統治下の沖縄在住の被爆者の置かれた状況を報道した。また、記者の職務から離れたところでも、大牟田は被爆者援護に関わっていた。具体的には、「きのこ会」、これは胎内被爆による小頭症患者の相互親睦会であるが、その事務局運営に大牟田は大きな役割を果たしていた。さらに、1991年には元中国新聞の同僚で、当時、広島市長であった平岡敬の要請により、中国新聞

* 広島経済大学経済学部助教

を退社して広島平和文化センター理事長に就任、広島市の平和行政に関わっていった。

このように大牟田は、新聞記者の職務の内外でも、行政の立場においても、被爆者援護と関わってきた。その過程で大牟田は大量のノートや原稿を書き残し、被爆者援護の関係者と数多くの書翰をやりとりしている。それらは大牟田の自宅において膨大な量にのぼる文書群を形成し、大牟田の死後、広島大学文書館に寄贈され、整理の上、「大牟田稔関係文書」として公開されている。

なお、大牟田の基本的事績については、既に息子の大牟田聡氏が、家族としての記憶や大牟田本人の既発表原稿を用いて、論文にまとめられている³⁾。それに学びつつも本稿は、歴史学的手法から「大牟田稔関係文書」を活用し、より緻密にその事績を復元することで、大牟田と被爆者援護との関わりについての評価を確定していく。

つまり、本稿は「大牟田稔関係文書」を利用した、初めての本格的な歴史研究である。そして、「行政の被爆者援護」から取り残された被爆者に寄り添い、政府・世論に働きかけることに大牟田の被爆者援護の本質があり、それが「被爆者」間の不公平を是正することを志向していたこと、さらに新聞記者としての立場の内外で異なる活動をし、行政への転身により国外への眼差しが鍛えられていったことを、本稿は実証する。

本稿で具体的に取り上げる論点は3つある。それは大牟田稔の「沖縄被爆者」報道、「きのこ会」運営との関わり、平和行政への関与であり、これらはまた、本稿の章節構成とも即応している。以下、それぞれ詳述していく。

2. 沖縄被爆者の報道

2.1 沖縄被爆者の「発見」と取材活動

本章では、大牟田の沖縄被爆者報道に着目し、

なぜ彼が沖縄被爆者の報道をしようとしたのか、どのような取材活動をし、その報道の結果として何をもたらしたのか、といった諸論点について検討する。

そもそも大牟田が被爆者、より広く言えば原爆問題に関わるようになったきっかけは、中国新聞社で、金井利博という人物の下で働いた経験にあった。金井利博（1914～1974）は記者として、また原爆報道の先達として、大牟田に多大な影響を与えた人物である。金井は戦後、原爆被害の実態が不分明であったことを問題視し、50～60年代に原爆に関する幅広い資料の収集を通じて被害の実態に迫るため「原爆白書運動」を展開、70年代にはそこで収集した資料の保全・管理のための「原爆被災資料広島研究会」を立ち上げるなど、活発な活動をしていたことで知られている⁴⁾。

1953年入社の大牟田は、金井の指導の下で、原爆白書運動や被災資料の収集に関わっていた。1960年前後に大牟田は、被爆者、医師、平和運動関係者に聞き取り調査をしたこと、またそれがRCC（中国放送）のラジオドキュメンタリー番組のための取材活動であったことが、既に指摘されている⁵⁾。ともあれ、これは金井との関わりがなければ考えにくい行動であったろう。

さて、大牟田は1963年に中国新聞の東京支社に転勤し、内閣記者クラブに所属することになり、そこで偶然、沖縄在住被爆者がいることを知った。この時の心情を大牟田は、1965年に次のように表現している。

「沖縄にも被爆者がいる」—この情報を私が伝え聞いたのは1963年秋だった。私にとってそれは衝撃だった。迂闊にも、沖縄と広島を結ぶ線を考えたこともなかった自分を恥じ、私はさっそく沖縄との文通で事実調べを始め、渡航を熱望するようになった⁶⁾。

被爆者の問題が被爆地に限定されないことは自明の理にも思われる。ただし、当時の被爆者援護が、被爆の実態把握のレベルから始まったこと、米国統治下の沖縄の情報が一般に得にくかったことを重視するならば、大牟田の驚きは理解しやすい。そして、これらのことは、大牟田が沖縄被爆者の取材をする上でも困難をもたらした。その困難とは、沖縄の被爆者の所在調査から始める必要があったこと、渡航名目を被爆者取材とするわけにはいかなかったことである。

渡航に先立って大牟田は、沖縄県原水協理事長の大島修と書翰を交わし、被爆者の数や沖縄の社会状況について情報を得ている。次の史料は、1964年2月に大島修から大牟田稔に宛てられた書翰の一節である⁷⁾。

一月末までの調査で〔沖縄在住の被爆者は〕六十八人が報告されています。まだ未報告の人もいます。特に米軍関係の仕事に従事している人や政府や米軍政府と特別の関係のある人の中でそれを申出れば軍や政府から目をつけられはしないかということで申し出ない人…商売の都合上あるいはイヤがられはしないかとかの心配で未報告の人…特殊事情下にあるところだけに本土のようにスムーズにはいきません。

大島修は、被爆者の情報を大牟田に与えつつも、米国統治下にあることが被爆者に声を上げにくい環境となっていることを、率直に「特殊事情下にあるところだけに本土のようにスムーズにはいきません」と表現している。

渡航名目を被爆者取材に置けないことが明らかとなったとき、大牟田がとった方策は、沖縄出身の野球選手（広島東洋カープの安仁屋宗八投手）の取材を名目にビザを申請することであった。次の史料は、1964年7月に安仁屋宗八

の父親、安仁屋宗英から大牟田に宛てられた書翰である⁸⁾。

さて、貴方様からいただいたお便り拝見致しましたが、私、心から貴方様の身元引受を承諾致したいと思いますのでその件はご安心ください…沖縄タイムス新聞、琉球新報社に問合せ致しましたところ、入域目的さえ明確に渡航証明書に記載なされれば入域が許可されますとのことですが…私も息子のプロ野球入りをきっかけに本土の皆様と交友を持つことに相成り非常に嬉しく思っ
て居る次第であります

大牟田は安仁屋に「身元引受」を頼み、安仁屋から渡航証明書の記載についてアドバイスを
得ることで、沖縄渡航が可能となったのである。

このように大牟田は、原爆・被爆者報道の先達である金井の影響もあって、被爆者援護の問題に関わるようになっていたが、自分が想定していなかった沖縄被爆者の存在に気づき、沖縄の原水協やプロ野球選手の取材を利用することで、現地取材を実現しようとしたのであった。

2.2 「沖縄の被爆者たち」報道の帰結

前節で明らかにした経緯により、大牟田は1964年8月に沖縄に渡航、沖縄本島内で被爆者の社会経済的な状況について取材をおこない、その詳細をノートに書き記した⁹⁾。そのノートから、取材行程をメモした部分を参照すると、8月11日～19日の9日間で19名の被爆者について取材したことが分かる。

以下、そのノートから、いくつか興味深い記述を紹介しつつ、大牟田の沖縄取材の特徴について考えてみたい。

1つに、沖縄渡航の真の目的が被爆者取材であることについて、大牟田と安仁屋の間で合意がとれていた。それは、ノートの8月10日条に

「安仁屋氏宅へ—原水協・宮城君迎え」とあることから読み取れる。安仁屋宅が大牟田が原水協の人物と面談することは、事前に合意がなされていなければならなかったであろう。

2つに、被爆者取材の計画は現地で組み立てられ、実行された。その際、特に原水協の大島修との協力関係が重要であった。渡航後、8月11日条に「大島氏正午すぎ出勤—プラン打合せ」とあることから、被爆者の情報を持つ大島修と相談して取材をしていったと分かる。

3つに、しかしながら、大牟田の取材は必ずしも順調には進まなかった。ノートには、「不在」や「居所不明」など、被爆者との面談にすら失敗したことを示す文言が散見される。さらに、8月17日条には、「必要なもの」として「沖縄復興運動史」、「島の方言」などと記されており、沖縄で取材する上での基礎情報や方言知識の収集も、取材と同時並行していたことが伺える。

4つに、連載記事の構想は沖縄取材と併行して練られていた。8月23日に日本に帰着し、8月31日～9月11日までに11本の記事が連載されていたが、ノートには、その構想がメモ書きされている。そして、その構想メモと、実際の連載記事の見出しは一致している¹⁰⁾。

このように大牟田の沖縄被爆者の取材は、事前準備では渡航の成功にポイントがおかれ、現地で計画を立てて実行されたため、取材に失敗する場面もあったが、取材と併行して連載記事の構想を練っていた故に、日本帰国後、即座に発表することができたのである。

さて、実際に連載された記事を検討してみよう。連載記事の見出しは次の通り。①1964年8月31日「知られざる苦しみ」、②9月1日「教育者として」、③9月2日「二重戸籍」、④9月3日「ブラブラ病」、⑤9月4日「泡盛の店」、⑥9月5日「孤独に耐える」、⑦9月6日「広島軒」、⑧9月7日「基地と生活」、⑨9月8日

「27度線の壁」、⑩9月9日「守礼の民」、⑪9月11日「未来への道標」。

これらの記事から、沖縄被爆者の置かれた特殊な状況、彼らの生活改善への望みが、どこに重点があったのか、といった論点を読み取るに相応しい記事を、2点取り上げたい¹¹⁾。

1点目は、沖縄の米軍基地で働く被爆者の証言である。⑥「孤独に耐える」において宮黒は、次のように述べたとされている。

アメリカ人が原爆を落としたなどと考えたりしていたら、米軍の仕事なんかできやしません。そんなことを考えるゆとりがないほど私たちは生活に追い詰められていたんです…私らは一日も早く日本へ復帰したい。原爆症の治療もそこへつながるんです。沖縄の現状はあらゆる問題が本土政府、米民政府、琉球政府の間をたらい回しにされている

2点目は、沖縄で「広島軒」という理容店を営んでいた翁長の証言である。⑦「広島軒」の記事の中で、翁長は次のように言う。

去年十五年ぶりに広島へ行きました。原爆病院って、立派なものです。本土の被爆者が法律でその健康を守られていることも、そのとき始めて知りました…私の最大の望みは、広島原爆症専門のお医者さんに、十日間でもいいから沖縄へ来ていただき、私たちを診察していただけないだろうか、ということです

宮黒にしても、翁長にしても、米国統治下の沖縄で原爆症を治療していく上で、本土との格差を問題視していた。そして、その考え方の背景には、日本本土の被爆者が法的保護の下で医療サービスを受けていた一方で、沖縄の被爆者

が放置されていたことがあった。

さて、この連載記事は、広島・沖縄の間で、医師レベルの交流、被爆者の交流が生まれるきっかけとなった。このことについて、大牟田は次のようにまとめている¹²⁾。

それが契機になって広島の医師たちは沖縄の医師たちと連絡をとり始め、また結成されたばかりの沖縄の被爆者団体も広島と連絡をとって、十一月には被爆者の一人・岸本久三（四一歳）が精密検査を受けるため広島原爆病院を訪れた…こうした広島・沖縄の動きは日本政府を少しずつ動かし、私が沖縄を訪れた八ヵ月後には、とにかく厚生省が専門医を現地へ送り込む段階にまで漕ぎ着けたのである

さらに、1965年4月には、日本政府・アメリカ政府・琉球政府の三者が「(1) 沖縄在住被爆者に対する本土派遣専門員の医学調査、(2) 調査に基づく要治療患者の認定、管理、(3) 日本政府の往復旅費負担による本土居住者なみの入院加療」を実施することで合意し、ここに沖縄の被爆者が「本土なみ」の医療を受けることが可能となったのであった。

本章をまとめる。大牟田は新聞記者としてのキャリアが始まったところから、先輩記者の金井利博の影響で原爆・被爆者報道、援護に関わることになった。しかし、東京勤務時に知った沖縄被爆者の存在は、大牟田にショックを与えるとともに、沖縄取材の原動力となった。沖縄取材は、沖縄の原水協の協力を得つつ、情報収集と記事構想を練りながら進められ、その後発表された連載記事は、沖縄被爆者に「本土なみ」の医療受診の可能性を開ききっかけとなったのである。

3. 原爆小頭症患者の援護

3.1 『この世界の片隅で』のショック

前章では、新聞記者の職務としての沖縄被爆者報道について論じてきた。しかし、大牟田の活動は、職務の範囲内に限ったものではなかった。それを端的に示すのが、原爆小頭症患者の援護であった。本章では、原爆小頭症患者の援護に大牟田がどのように関わったのか論じていく。まず本節では、原爆小頭症患者の援護に大牟田が関わるようになった背景を考える。

原爆小頭症とは、一般に、胎内で大量の放射能を浴びたことで脳の発達障害やその他の身体障害を抱えている症状を指す。ポイントは原爆投下時に胎児であったという事実である。

胎内被爆者が注目されたきっかけは、1965年1月にあった胎内被爆者の女性の自殺であった¹³⁾。『読売新聞』の記事によれば、その女性は45年8月6日に母親が上天満町で被爆し、8月13日に出生、幼少時から肝臓と視力障害を持っていた。母親は若くして死別し、父親は失踪という状況で、住み込み手伝いをして生活していた。その女性は65年の成人式にも参加したが、1月18日にガス自殺をしたのであった。

この事件を知った秋信利彦（1935～2010年）、彼はRCC（中国放送）のジャーナリストで、大牟田稔の大学の後輩でもあったが、その秋信は「原爆傷害調査委員会」（ABCC）を取材し、胎内被爆と原爆後遺症の関係を調査したところ、原爆小頭症患者の存在が明らかとなった¹⁴⁾。

ABCCは、これより前の段階で胎内被爆児の研究を進め、いくつかの研究論文が公表されていた。ブルーマーの1952年論文が日本語訳では、次のように記されている¹⁵⁾。

胎児期の前半期に被爆した四歳半の児童205名について…本研究から到達する結論は爆心地から約1,200 m以内で被爆シコ

ンクリートのような効果的な遮蔽によって放射線の直接照射から胎児が守られていないならば原子爆弾の放射線によって胎児に中枢神経系欠損が起こりえるということである

秋信はこの論文の胎内被爆者の所在情報を手がかりとして、原爆小頭症患者を取材し、それを山代巴編著『この世界の片隅で』にルポルタージュとして発表し、その存在を初めて一般に知らしめた。そして、原爆小頭症患者が一般被爆者の受けうる医療援護から切り離されて生活していたこと、脳障害を持つ故に経済的に困窮していたこと、が明らかになったのである。

ところが、その取材の過程で、小頭症患者の母親から、「あなた方は本を出してしまえば、それで終わりでしょう、しかし、私たち親子は、これからは世間の目にさらされて生き続けねばならないのです。その責任はどうしてくれるんですか」という言葉をかけられたという¹⁶⁾。

この発言をきっかけに、1965年6月に、原爆小頭症患者の相互親睦、行政への援護要求を目的とする団体、「きのこ会」が立ち上げられ、そこでは、秋信に加え、『この世界の片隅で』で協力関係にあった大牟田稔と作家の文沢隆一(1928～)らが運営に関わることになった。なお、「きのこ会」という名前の由来としては、「きのこ雲の下で生を受けた子／きのこのように元気に育って欲しい」という二重の意味が込められていたという¹⁷⁾。

大牟田がこのとき、「きのこ会」に関わるようになった経緯について同時代の史料からは読み取ることができなかった。しかし、大牟田にとって、被爆地・広島において被爆者援護から取り残された原爆小頭症患者から受けたショックが大きいものであったことは、想像に難くない。実際、1991年に大牟田は、「きのこ会」との関わりを振り返って、次のように述べてい

る¹⁸⁾。

昭和20年代、まだ幼かった患者を個別に調べた当時の ABCC は「この子らは20歳までは生きられまい」と述べたという。胎内被爆小頭症という世界初の生きた症例について研究だけは進めながら、援護の手だてを全くとらなかった ABCC。患者はデータであって生きた人間ではなかったのだ。怒りを覚えた。その怒りが以後の私を支えた…独自の平和行動もしたし、政府に陳情もした

大牟田の「きのこ」会への関与の動機は、「怒りを覚えた。その怒りが以後の私を支えた」という表現に明らかなように、調査すれども治療せずという基本姿勢で原爆小頭症患者を放置してきた ABCC に対する「怒り」であった。

では、より積極的に、「きのこ会」活動における大牟田の役割は何であったのだろうか。その手がかりは、「独自の平和行動もしたし、政府に陳情もした」という記述にある。次節では、この点に着目し、「きのこ会」の具体的な活動と、そこで大牟田が果たした役割について、立ち入って検討したい。

3.2 「きのこ会」の活動と成果

先行研究によれば、大牟田、秋信、文沢らのジャーナリスト、文学者らは、「きのこ会」の事務局を担うことで、「きのこ会」の原爆小頭症患者とその家族が原水禁運動の各陣営に取り込まれることを防ぐことや外部の人間からの不当なアクセスから守ることが目指されていた¹⁹⁾。

これに対して本稿は、大牟田の役割の時期的な変容に焦点を当てる。論点を先取りすれば、「きのこ会」成立初期の相談役的な位置付けから、70年代以後、より実務を担うようになって

いったことを論証する。この変化の背景に、「きのこ会」の活動自体が、活動の進展に伴って変質していったことも指摘したい。なお、1965～67年にかけて大牟田は中国新聞の東京支社に勤務しており、「きのこ会」への積極的関与が難しかったことも、この変化には関わっている²⁰⁾。

「きのこ会」成立初期の活動概要と政府の対応を記せば次のようであった²¹⁾。

- ①1965年9月、厚生省に実情説明するも、「症候群」ではないから「ケースバイケースで処置する以外なからう」と、事実上援護を拒否される。
- ②1965年9月、小頭症患者7名が広島大学附属病院にて精密検査を受ける。独自の医学的な研究が始まる。
- ③1965年11月、「きのこ会」が厚生省へ援護を陳情するも、「資料不足で説得性に欠ける」として、被爆者援護に位置付けることを拒否される。
- ④1966年2月、厚生省に小頭症患者を「原爆症」に認定するように陳情、法制上、「現に医療を要する者」が対象であり、「小頭症」は治療不能のため認定不可と拒否される。
- ⑤1966年3月、広大教育学部・医学部の協力で「きのこ会」の小頭症患者の生活実態、IQなどを調査し、5月に『胎内被爆小頭症の生活史』を出版²²⁾。
- ⑥1966年8月、厚生省、特別調査を実施、広島に特別調査班を派遣。
- ⑦1967年9月、特別調査班の検討の結果、「近距離早期胎内被爆症候群」として「原爆症」に認定される。

上記に見られるように、「きのこ会」初期の活動は、日本政府に小頭症患者が「原爆症」であると認定させることで、一般「被爆者」と同等の医療援護を得ることを目指していた。大牟

田は、秋信、文沢らの相談相手として、「きのこ会」の運動の活動に関与していた。例えば、⑤の時期に、文沢は、大牟田に対して、「胎内被爆児全体にみられる発育不全症」の調査を「きのこ会」として実施するか否かを、大牟田の「判断にまかせます」という趣旨の書翰を送っている²³⁾。

1967年4月に広島勤務となった大牟田は、70年代以後、「きのこ会」の活動を変化させつつ、事務局業務を担うようになっていく。それは具体的には、次の2点に現れていた。

第1に、運動の目的を「原爆後遺症の認定」から進めて、生活の終身保障の獲得に定めるようになり、そのための陳情活動や要望書の作成を、大牟田は担った。例えば、「きのこ会」は、1976年8月6日に広島を訪問した三木首相に対し、①各種手当を一括して支給すること、②患者母親の健康管理への措置、③患者への国の扶養義務明確化、を軸とする「要望書」を提出しているが²⁴⁾、この書き出し表現「知恵遅れと身体障害をあわせもつ胎内被爆小頭症」は、大牟田の新聞記事原稿と一致しており²⁵⁾、大牟田の原稿が下敷きにあった可能性が高い。その他、明らかに大牟田の筆跡による広島県知事への陳情案文も残されている²⁶⁾。

第2に、「きのこ会」の活動の変化の背景には、会員（原爆小頭症患者とその親世代）自体の高齢化という事情が関わっていた。1976年11月、「きのこ会」は、「いまや「親なきあと…」を現実の問題として考えねばならなくなりました」として、親世代他界後の生活の見通しについて調査をしている²⁷⁾。1991年に大牟田は「今年になって親による会運営が難しくなった。高齢化のためだ。やむなく会を親子以外にまで広げた」として、自身も会員となったことを新聞紙上で述べている²⁸⁾。

本章のまとめは次の通り。職務の範疇外での被爆者援護として、大牟田は、原爆小頭症患者

の「きのこ会」の事務局運営に関わっていた。その動機は ABCC に対する「怒り」であったが、その活動の初期には相談役的立場として、後には陳情原案の作成などにも関わっていった。その変化の背景には「きのこ会」の運動進展や会員の高齢化などがあった。これらの活動には、小頭症患者という「被爆地にあるも放置された被爆者」への援護を実現させたという意義があった。

4. 平和行政への関わり

4.1 行政への転身と平岡市長との協同

ここまでの議論では、新聞記者としての大牟田に着目し、その被爆者援護の在り方を、職務の範疇の内外に区分して論じてきた。沖縄被爆者にせよ小頭症患者にせよ、「被爆者」の中でも援護の対象とはなっていない人びとに、大牟田の眼差しは向けられていた。そしてその活動は、新聞記者に特有の取材活動や執筆活動によって裏付けられていた。その意味で大牟田の職務自体が被爆者援護の在り方と深く関わっていたと言える。

ところが、このような大牟田の被爆者援護の在り方は、晩年に変質していく。すなわち、援護対象の拡大から、平和問題全般を国内外に発信するという在り方へ変わったのである。その理由は、大牟田の職務が新聞記者から行政へ変わったことにある。

そこで本章では、行政への転身後の大牟田に着目し、その活動が被爆者援護、より広く言えば広島の平和問題の何を变えようとして、どのような困難に直面したのか、そしてその帰結を明らかにする。

大牟田は1992年に中国新聞を退社し、広島平和文化センター、これは広島市の外郭団体で平和公園内の各施設（平和祈念資料館、国際会議場、国立原爆死没者追悼平和祈念館）の管理運営を担うもので現在は公益財団法人となってい

るが、その理事長に就任した。いわば新聞記者から行政側への転身であったが、その背景には、当時の広島市長・平岡敬（1927～、市長在任は91～99年）からの理事長就任の打診があった。大牟田にとって平岡は中国新聞の先輩にあたり、ともに金井利博の下で被爆者援護に関わってきた経歴を持っていた²⁹⁾。そして、理事長在職中の大牟田の活動については、ごく簡単に「気心の知れた平岡市長と二人三脚で推し進めた平和行政」と評されている³⁰⁾。ここでは、より立ち入った業務内容の検討から、その「二人三脚」の内実を問題としてみたい。

以下、大牟田の職務が平岡市政下の平和行政にどのように位置付けられるのかを論じることになるが、本節では、広島平和文化センターの理事長として、大牟田がどのように実務をとっていたのか、また、そこで平岡敬市長とどのように協同していたのか、整理していく。

1995年に「被爆者援護法」が施行された。その第41条には「国は…原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため…原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う」とある³¹⁾。その記述を根拠として、1996年から平和公園内に「追悼平和祈念館」を新設する企画が始まった（開館は2002年）。

その運営管理を委託されるセンターのトップとして、大牟田はどのような考えをもって準備を進めていたのだろうか。それを示すのが、「追悼平和祈念館」の銘板の形成過程である。1996年11月、大牟田は平岡に宛てて、次の FAX を送った³²⁾。

この試案は施設名に「国立」の文字がつくことが前提です。「国立」がないと“主語論争”が起こる可能性があります…祈念館の目的を含めた案がよかろうということになりました…原爆慰霊碑と同じようになら

ないことを念頭に、試案をつくりました

ここでいう「主語論争」とは、広島平和都市記念碑（通称、原爆慰霊碑）の碑文「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」の主語が、日本人のことか／人類全体なのかをめぐってなされた論争のことを指している³³⁾。大牟田は、施設名に「国立」と明記することにより、「追悼」をするのも、「平和祈念」をするのも「国」の責任であることを示そうとしていた。そして、その意図を明確に平岡に伝えていたのである。

大牟田の「試案」を、現状の銘板と比較するために、(A)～(E)の記号を付けて紹介する。

- (A) 原子爆弾の犠牲となった方々を心から追悼するとともに
- (B) 歴史を直視し、未来をみつめつつ
- (C) 核兵器のない平和な世界を築くことを誓います
- (D) 原子爆弾の惨禍をいつまでも語り継ぎ
- (E) 広く世界へ伝えます

全体としてシンプルだが、館の目的と平和への祈りが伝わる文章となっているように思える。なお、この「試案」について大牟田は、「増田平和推進室長、三宅原対部長と協議済み」と付記している。「平和推進室」は広島平和文化センターに対する指導調整を担う部署、「原対」は原爆被害対策部、原爆被爆者の援護に関する部署を指しており、そのトップとの合意をとった上で、大牟田は平岡に「試案」を提出した。

したがって、現存する銘板と、大牟田「試案」の間にズレがあれば、そのズレは、「室長」・「部長」レベル以上の職権を持つ者の修正、つまりは平岡市長の修正によって生じたものと推論できる。現存銘板の文面を、先の大牟田「試案」との対応関係が分かるように記号を付けて検討してみよう。

- (A) 原子爆弾死没者を心から追悼するとと

もに

- (D) その惨禍を語り継ぎ
- (E) 広く内外へ伝え
- (B) 歴史に学んで
- (C) 核兵器のない平和な世界を築くことを誓います

「試案」とのズレは記号の順番や表現の簡素化にとどまらない。修正は2つある。1つに、(A)では、「犠牲となった方々」が「死没者」とされており、より明示的になっている。2つは、(E)について、「試案」の「世界」が現行碑文では「外」になり、「内」が加えられている。これは、海外の国々に対しても日本国内に対しても、等しく「追悼」と平和構築への意思を発信するという考えを反映したものであろう。

この銘板の形成過程からも明らかのように、大牟田は企画立案、関係部署との意見調整をして平岡市長に具申し、平岡は原案に修正を加え、メッセージ性を高めるように工夫していた。このような平和行政の執行のあり方は、銘板形成に限らず他の事案についてもあったことは、容易に想像できるだろう。

4.2 スミソニアン博物館原爆展問題

前節で論じたように、大牟田は平和行政の担い手として、関係者と協議して原案を作り、市長の意向が最終段階で加わって執行されるという関係が見い出せた。では、平和行政との関わりは、大牟田の被爆者援護や原爆問題に対する認識に、どのような影響を与えたのだろうか。ヒントとなるのは、広島市の平和行政が国外の動向とも関わっていたことである。行政側に転じた大牟田は、他国における原爆問題の位置付けに、初めて本格的に向き合うようになったわけである。

本節では、アメリカ、ワシントン DC のスミソニアン博物館原爆展問題を取り上げる。これは1993～95年にかけて、スミソニアン博物館

協会の航空宇宙博物館で、広島・長崎からの資料を借用した原爆展が企画されたものの、アメリカの議会や世論の反対にあって展示の内容が被爆者の悲惨さをほとんど伝えられない内容に組み替えられた、という問題を指している。

以下、この過程で大牟田が平岡市長と協同しつつ、広島の被爆資料の貸し出し方針を決定したり、展示内容の変更への対応を考えていったりした様子を、史料に基づき明らかにしていく。そして、これによって大牟田がどのような考えを持つようになったのか論ずる。

まずは、この原爆展問題の経緯を整理すると、次のようであった³⁴⁾。

- ①1993年4月、航空宇宙博物館のハーウィット館長、クローチ航空部長、来広。広島平和文化センターと協議。
- ②1993年11月、「原爆展」に広島市から資料を貸し出すことを決定。
- ③1994年9月、米国上院議会で「原爆展」原案への反対決議採択。
- ④1995年1月、米国在郷軍人協会、博物館に「原爆展」展示中止の申入れ、博物館側は拒否。
- ⑤1995年1月、スミソニアン協会、「原爆展」

の規模縮小と被爆資料の展示撤回を決定。航空宇宙博物館は、①の段階では、原爆投下、被爆者の悲惨さを訴えるための展示を意図していたことは、下に紹介する1993年4月の航空部長クローチの書翰から明らかである³⁵⁾。

ハーウィット博士並びに私は、広島平和記念資料館を訪問し、貴方様や貴館スタッフと我々の計画について話し合う機会が持てたことを誠にうれしく思っております。貴館の展示はたいへんに印象的でした。展示物の中に、写真、資料、説明ラベルを組み合わせて、来館者に明確で力強いたいへん感動的なメッセージを伝達しています。三

度繰り返してはならないと。私たちは、私たちの展示会も同じメッセージを伝えることに成功すること、ただそれだけを望んでおります。

このような博物館側の被爆への理解と「原爆展」への意欲を受けて、広島市側は、②において被爆資料の貸出を決定した。その際、市長（平岡）、平和文化センター理事長（大牟田）、市長室長、平和記念資料館長の4者で議論された。平岡は「被爆に関する資料を見れば、悲惨さが伝わる、このことが、被爆資料を貸し出すことの意味である」と述べ、大牟田は「展示の結論部分に何を展示し、何を訴えるかが課題である」と述べた³⁶⁾。

平岡が資料の展示自体に「原爆展」の意義を認めていたのに対して、大牟田は展示のメッセージ性をどのように表現するのかにポイントを置いていたことが読み取れるだろう。そのため大牟田は、④の時期（95年1月）に博物館側が被爆資料の展示方法を変えることを打診してきたとき、次のように強く批判する抗議文を送った³⁷⁾。

最終展示台本は…客観性を失い、原子爆弾使用が生んだ教訓を、歴史的に生かそうとする台本になっていない、との結論に達した。広島・長崎両市が、スミソニアン航空宇宙博物館に対して原爆被災資料を貸し出す目的は、米国の原爆使用を非難するためではなく、原爆被害の実態に触れることを通して、未来の世界から核兵器をなくすための世論を高めたい、という一点にあっただけに、最終台本から人的被害の写真、原爆後障害の実態が削除されたことは誠に遺憾である。

大牟田の目的は「未来の世界から核兵器をな

くすための世論を高めたい」という点にあった。しかし、このように被災資料の扱いを博物館側が変えざるを得なくなった理由は、そのアメリカ世論が原爆展に反対していたことにあった。

すなわち、1994年から議会や在郷軍人会から、博物館側に原爆展の内容修正や中止、博物館長の辞任を求める動きが出てきた。これに対して、スミソニアン協会、航空宇宙博物館側は、被爆資料の展示を含む原案通りの実施を主張したようだが、財源を連邦予算に依存するスミソニアン協会がその主張を押し通すことはできなかった³⁸⁾。ついに95年1月、博物館は原案の事実上の撤回に追い込まれたのである。

この博物館の決定に対し、大牟田は、平岡市長のコメントを作り、先の抗議文と同意文を記した上で、「広島市としては、今回のスミソニアン側の決定とは関係なく、〈被爆50年〉にあたって米国で討論の場を設けるなど、独自の催しを展開することによって、米国民に核兵器廃絶にかけるヒロシマの思いを訴えかけていくつもりである」と宣言した³⁹⁾。そして実際に、広島市は、1995年7月、ワシントンDCのアメリカン大学で独自の原爆展と平岡市長講演を実施し、大きな反響を得たのであった⁴⁰⁾。

本章の最後に、大牟田がこの原爆展一件を通じてどのような考えを持つようになったのか、考えたい。90年代後半と思われる原稿で大牟田は、「原爆展示拒否問題は、これまでの広島の平和のメッセージ発信の在り方に反省を迫る意味を持っていた。つまり、広島からの平和のメッセージに世界はどう反応しているか、について、広島は余りにも無関心ではなかったか、という反省である」と述べている⁴¹⁾。つまり、大牟田は、この問題により、「平和のメッセージ」の受け手への意識が弱い点を「反省」するようになったのである。

本章をまとめる。大牟田は先輩記者の平岡敬の要請により、記者から広島平和文化センター

の理事長に転身した。国立追悼平和祈念館の銘板の形成過程からも分かるように、そこでは、大牟田の立案と平岡の修正が組み合わさって、平和行政が執行されていた。アメリカの原爆展問題では、アメリカ世論に働きかけて核廃絶を目指そうと被災資料の貸し出しを決めたものの挫折し、アメリカ世論に広島「平和のメッセージ」が伝わらない事実を認識するようになった。

5. おわりに

以上本稿では、従来の研究において蓄積の弱かった、被爆者援護に関わった個人の活動と、その影響に着目し、広島大学文書館所蔵の「大牟田稔文書」の研究を示してきた。本稿がこれまで論じてきたのは、新聞記者として、また平和行政の担い手としての大牟田が、どのような課題を見出し、どのようにそれを解決しようとしてきたのか、そしてその援護の在り方は、職務の在り方とどのように関わっていたのか、という問題である。

ここでは、論考の過程で明らかに明らかにできた具体的事実をまとめなおし、本稿の結論を提示したい。

大牟田はその前半生において、新聞記者として被爆者援護に関わっていた。それは、職務の範疇内としての沖縄被爆者の報道と、範疇外としての小頭症患者の援護に分けられるものであった。大牟田は、地元新聞の記者として原爆報道に関わってきたにも拘わらず、想定していなかった沖縄被爆者の存在に気づき、その取材をおこなった。そこで大牟田は、情報収集と記事構想を併行させ、帰着後は時を移さず連載記事を発表した。この動きは、沖縄被爆者に「本土なみ」の医療を受けるきっかけを与えるものとなった。これはまさに職務としての活動が、被爆者援護を実現した事例と評価できるものであった。

一方で、職務の範疇外では、原爆小頭症患者の団体、「きのこ会」の事務局を大牟田は担っていた。会の活動初期では、東京に勤務していたために相談役的な立場にあったが、後には小頭症患者の終身保障を目指して陳情活動の実務を担い、会員の高齢化に応じて自身も会員となるなどの変化もあった。ここでの活動も、従来保護の対象外であった被爆者を保護し、より充実した援護を獲得しようとしていた。

後に大牟田は新聞記者から行政側に転身し、平岡市長との協同により、広島市の平和行政に関わっていった。そこで大牟田は企画立案や関係部署との意見調整をおこない、平岡はそれに修正を加え、最終的な施策が確定され政策として執行していくという関係が見られた。スミソニアン博物館協会の原爆展では、被爆資料の貸し出しと展示によりアメリカ世論を核兵器の廃止に向かわせることが目指されたが、アメリカ世論の反対により挫折した。これにより大牟田は、「平和のメッセージ」の受け手への関心を高めるようになった。

このように、「行政の被爆者援護」から取り残された被爆者に寄り添い、政府・世論に働きかけることに大牟田の被爆者援護の本質があり、それは「被爆者」間の不公平を是正することを志向していた。またその過程では、新聞記者としての立場の内外で異なる活動をし、行政への転身により国外への眼差しが鍛えられることになったのである。以上が本稿の結論である。

本稿の含意は、被爆者援護の担い手は、相互に無関係であったわけではなく、むしろ互いに影響を与えながら、援護を進め、それを支える思想を鍛えていったということである。これは被爆者自身の「被爆体験」を問題の中心に据えてきた従来の研究では不分明であった論点であり、大牟田稔という個人に着目したからこそ明らかにできた成果である。

実際、大牟田が被爆者援護に関わりを持った

最大のきっかけは、地元新聞での職務ではあったが、そこでは、先輩記者の金井利博が被爆資料の収集に取り組んでいたことが影響を与えていた。また、原爆小頭症患者の援護に関しても、秋信、文沢などの他のジャーナリスト、文学者の存在を抜きにして論じることはできなかった。さらに、平和行政でも、平岡市長との協同は大牟田の重要な職責であったとともに、被爆者援護を支える思想を鍛え直すきっかけともなっていたのである。以上が本稿の積極的主張点である。

したがって、ここで大牟田と関わった金井利博や平岡敬の被爆者援護や平和問題への取り組みについても、再検討が必要となってくる。すなわち、彼らもまた大牟田と無関係に活動していたわけではない。ここでは、どのようなやり取りがなされ、彼らはその関係から何を得て、どのような影響を受けたのか。被爆者援護に関わった人物、その相互関係に着目することで、戦後広島に被爆者援護に関する研究を新たな視角から推し進めることができるだろう。これが今後の研究課題となってくることを明示し、本稿の考察は以上で終結させたい。

注

- 1) 近年の代表的業績として、宇吹暁『ヒロシマ戦後史』(岩波書店、2014年)、直野章子『原爆体験と戦後日本』(岩波書店、2015年)、などがある。
- 2) 以下、大牟田稔の略歴、功績に関する基礎的事項としては、下記の文献を参照。広島大学文書館編『広島大学文書館蔵大牟田稔関係文書目録』(2013年)の解題、大牟田稔「「表現者」としてのジャーナリスト—ヒロシマと大牟田稔の関わり—」(広島大学文書館編『被爆地ヒロシマの復興過程における新聞人と報道に関する調査研究 財団法人三菱財団人文科学研究助成(平成19年度)研究成果報告書』(2009年)所収)。
- 3) 前掲、大牟田稔論文。
- 4) 核・被ばく学創成研究会編『原爆白書運動と広島大学』(広島大学文書館、2016年)。
- 5) 前掲、大牟田稔論文。
- 6) 大牟田稔「沖繩の被爆者たち」(山代巴編著『この世界の片隅で』、岩波書店、1965年)、186頁。
- 7) [大島修書簡](1964年2月17日付)、大牟田稔

- 宛、8986番、OM010860161200。なお、以下、一次史料の出典は、特に注記しない限り、広島大学図書館所蔵「大牟田稔関係文書」であり、引用に際しては、『大牟田稔関係文書目録』の通し番号とシリアル番号を明記する。
- 8) 〔安仁屋宗英書簡〕(1964年7月7日付)、大牟田稔宛、8942番、OM010860030000。
 - 9) 〔取材ノート〕(1964年8月)、8963番、OM010860150100。
 - 10) 〔中国新聞コピー「沖縄の被爆者たち 現地ルポ」①～⑩〕、8989番、OM010860170000。
 - 11) 前掲、〔中国新聞コピー「沖縄の被爆者たち 現地ルポ」①～⑩〕より。
 - 12) 前掲、大牟田稔「沖縄の被爆者たち」、206頁。
 - 13) 1965年1月19日付「母の胎内で負わされた原爆症の重荷 力つき、娘さん自殺 広島」(『読売新聞』)。
 - 14) 風早晃治「IN UTERO」(山代巴編著『この世界の片隅で』、岩波書店、1965年)。風早は、秋信利彦のペンネーム(この点は前掲、大牟田稔論文による)。
 - 15) 広島研究会「原子爆弾と小頭症」、752番、OM010160070100。
 - 16) 秋信利彦「大牟田さんと『きのこ会』」(『ヒロシマから、ヒロシマへ—大牟田稔遺稿集』所収、溪水社、2002年、33頁)。
 - 17) 前掲、大牟田稔論文、47頁。
 - 18) 1991年8月3日付、大牟田稔「26年をともに歩いて」『中国新聞』、大牟田稔「原爆小頭症「45歳の夏」」の内。725番、OM010160030100。
 - 19) 前掲、大牟田稔論文、47～48頁。
 - 20) 前掲、『原爆白書運動と広島大学』、53頁記載の大牟田稔の略歴による。
 - 21) 〔長岡さまへの手紙(秋信氏からと思われる)〕「きのこ会10年の歩み」、799番、OM010160180100。
 - 22) きのこ会「胎内被曝小頭症の生活史」、753番、OM010160080101。
 - 23) 文沢〔隆一書翰〕、大牟田稔宛、1038番、OM010161260000。
 - 24) 〔胎内被曝小頭症につき終身保障をもとめる〕「要望書」、739番、OM010160060400。
 - 25) 〔大牟田稔新聞記事原稿〕、951番、OM010160440800。
 - 26) 〔知事への陳情の骨子〕、733番、OM010160060101。
 - 27) 〔被爆小頭症患者の扶養状況〕「調査についてお願い」、736番、OM010160060202。
 - 28) 前掲、1991年8月3日付、大牟田稔「26年をともに歩いて」『中国新聞』。
 - 29) 平岡敬は自身の被爆者援護についていくつかの著書をまとめている。主なものとして、平岡敬『差別と偏見』(未来社、1972年)、平岡敬『無援の海峡』(影書房、1983年)、平岡敬『希望のヒロシマ』(岩波新書、1996年)など。
 - 30) 前掲、大牟田稔論文、49ページ。
 - 31) 正式名称は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成六年法律第百十七号)。
 - 32) 1996年11月22日「追悼平和記念館の銘板文章について」、平岡敬宛 FAX 送信控、3008番、OM010400100600。
 - 33) ちなみに、現在の広島市の公式見解は、「この碑文の趣旨は、原子爆弾の犠牲者は、単に一国一民族の犠牲者ではなく、人類全体の平和のいしずえとなって祀られており、その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならないというものです」となっており、やや曖昧な表現ではなるものの、主語が「全世界の人々」であると考えているようである。広島市ウェブサイトより。<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111632890024/index.html>
 - 34) 以下、「米国スミソニアン協会・国立航空宇宙博物館における特別展主要な経緯について」、2807番、OM010340280100。
 - 35) トム・クローチ〔資料貸出の件について〕、広島平和記念資料館長原田浩宛、1993年4月14日付、2647番、OM010340020000、原文は英語。
 - 36) 「スミソニアン協会航空宇宙博物館への資料貸し出し(協議)」、2641番、OM010340010700。
 - 37) 「スミソニアン航空宇宙博物館への回答」、2754番、OM010340113400。
 - 38) 前掲、平岡『希望のヒロシマ』、18頁。
 - 39) 〔スミソニアン航空宇宙博物館特別展示内容修正に関する市長コメント(案)〕、2753番、OM010340113300。
 - 40) 前掲、平岡『希望のヒロシマ』、19～45頁。
 - 41) 大牟田稔「ヒロシマ発の平和活動—その歴史と課題—」、公表雑誌等は未詳、3205番、OM010420180700。